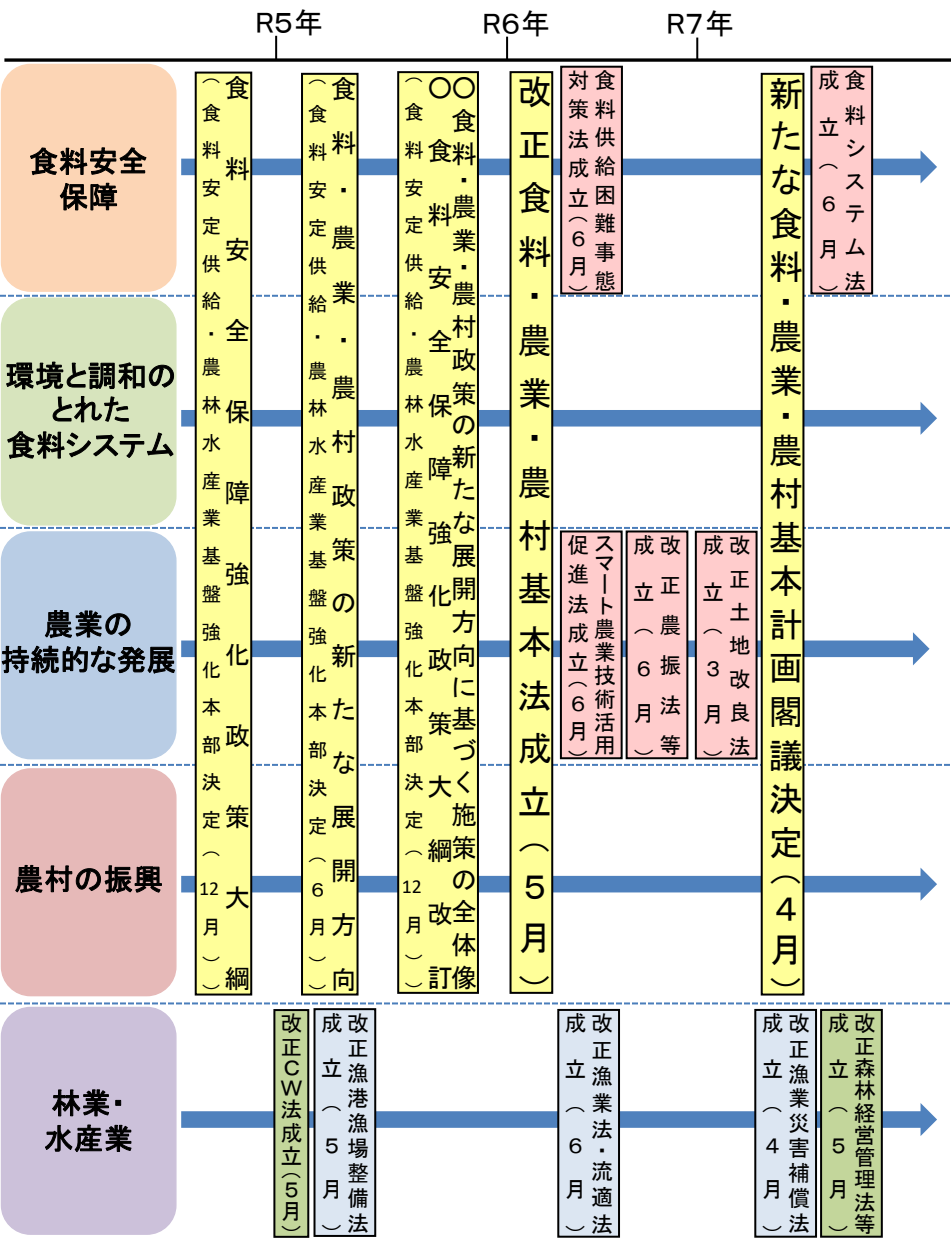
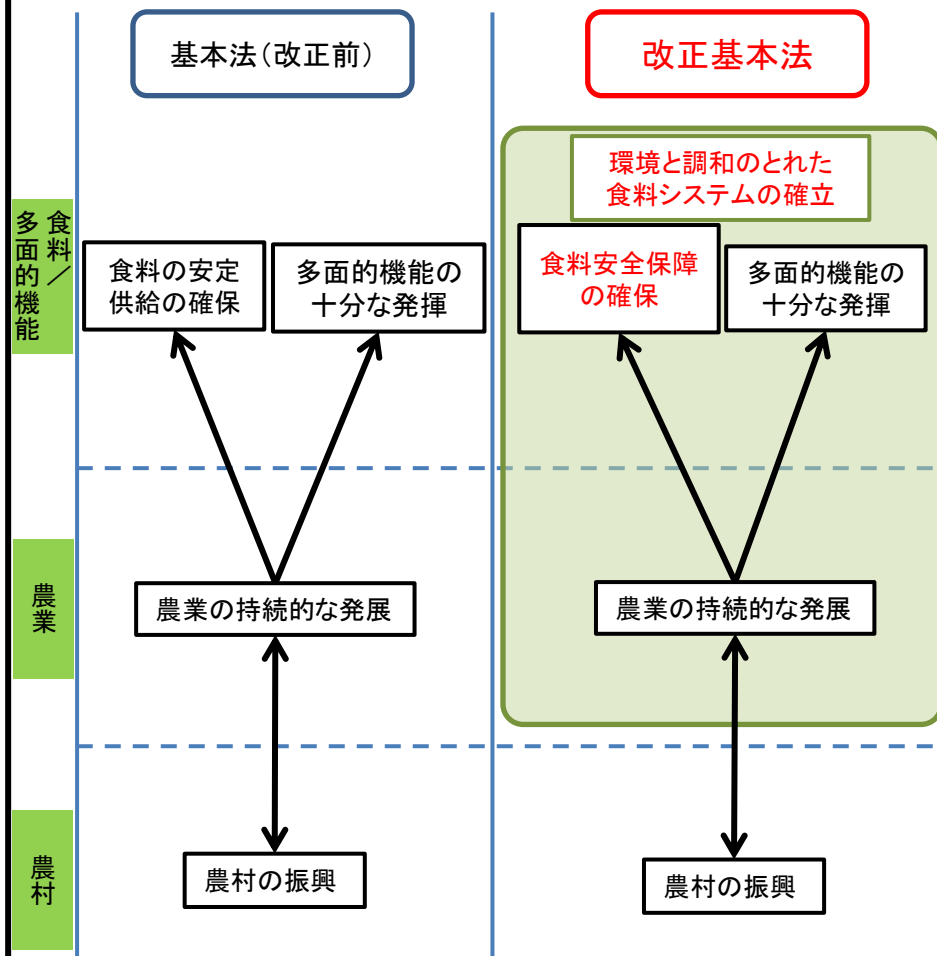


近年の農林水産政策の全体像②・改正食料・農業・農村基本法の基本理念の関係性

○近年の農林水産政策の全体像②



○改正食料・農業・農村基本法の基本理念の関係性



基本法改正における基本理念と基本的施策(主なポイント)

基本理念

食料安全保障の確保(第2条)

- ・国民一人一人の「食料安全保障」の確保
- ・国内の農業生産の増大、安定的な輸入・備蓄
- ・需要に応じた供給
- ・農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保
- ・食料の供給能力の確保のための輸出の促進
- ・食料システムの関係者による、持続的な食料供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成
- ・不測時の措置

環境と調和のとれた食料システムの確立(第3条) 多面的機能の発揮(第4条)

- ・環境負荷低減を通じた環境と調和のとれた食料システムの確立
- ・多面的機能の発揮

農業の持続的な発展(第5条)

- ・望ましい農業構造の確立
- ・将来の農業生産の目指す方向性として、生産性向上
付加価値向上
環境負荷低減

農村の振興(第6条)

- ・地域社会の維持
- ・生産条件の整備、生活環境の整備

基本的施策

食料施策

- ① 食料・農業・農村基本計画において食料自給率に加え食料安全保障の確保に関する事項の目標を設定し、毎年進捗を公表(第17条)
- ② 幹線物流やラストワンマイル等の国民一人一人の食料安全保障上の課題に対応するための円滑な食料の入手の確保(食料の輸送手段確保、食料の寄附促進の環境整備等)(第19条)
- ③ 食品産業の持続的な発展に向けた、環境負荷低減、円滑な事業承継、先端技術の活用、海外展開(第20条)
- ④ 農産物、生産資材の安定的な輸入に向けた、官民連携による輸入相手国の多様化、輸入相手国への投資の促進(第21条)
- ⑤ 輸出促進に向けた、輸出産地の育成、輸出品目団体の取組の促進、輸出相手国における販路拡大支援、知的財産の保護(第22条)
- ⑥ 持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成に向けた、関係者による理解の増進、合理的な費用の明確化の促進(第23条)
- ⑦ 不測の事態が発生するおそれがある段階から、食料安全保障の確保に向けた措置の実施(第24条) 等

農業施策

- ① 担い手の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業者も位置付け(第26条)
- ② 家族経営に加えて、農業法人の経営基盤の強化に向けた、経営者の経営管理能力向上、労働環境の整備、自己資本の充実(第27条)
- ③ 農地集積に加えて、農地の集約化・農地の適切かつ効率的な利用(第28条)
- ④ 防災・減災、スマート農業、水田の畑地化も視野に入れた農業生産基盤の整備、老朽化への対応に向けた保全(第29条)
- ⑤ スマート農業技術等を活用した生産・加工・流通の方式の導入促進や新品種の開発などによる「生産性の向上」(第30条)、
- ⑥ 6次産業化、高品質の品種の導入、知的財産の保護・活用などによる「付加価値の向上」(第31条)、
- ⑦ 環境負荷低減に資する生産方式の導入などによる「環境負荷低減」を位置付け(第32条)
- ⑧ 人口減少下において経営体を支える「サービス事業体」の活動の促進(第37条)
- ⑨ 国・独立行政法人・都道府県等、大学、民間による産学官の連携強化、民間による研究開発等(第38条)
- ⑩ 家畜伝染病・病虫害の発生予防・まん延防止の対応(第41条)
- ⑪ 生産資材の安定確保に向けた良質な国内資源の有効活用、輸入の確保や、生産資材の価格高騰に対する農業経営への影響緩和の対応(第42条) 等

農村施策

- ① 農地等の保全に資する共同活動の促進(多面的機能支払)(第44条)
- ② 農村との関わりを持つ者(農村関係人口)の増加に資する、地域資源を活用した事業活動の促進(第45条)
- ③ 中山間地域の振興に資する農村RMOの活動促進(第47条)
- ④ 農福連携(第46条)、鳥獣害対策(第48条)
- ⑤ 農泊の推進や二地域居住の環境整備(第49条) 等

新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
- 改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、**初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める**。

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

国内の農業生産の増大

目標

○食料自給率

- ・摂取ベース：53%
- ・国際基準準拠：45%

安定的な輸入の確保

備蓄の確保

食料自給力の確保

（農地、人、技術、生産資材）

目標

○農地の確保

（農地面積：412万ha）

○サステナブルな農業構造

49歳以下の担い手数：
現在の水準
（2023年：4.8万）を維持

○生産性の向上

（労働生産性・土地生産性）

- ・1経営体当たり生産量：1.8倍
- ・生産コストの低減：
（米）15ha以上の経営体
11,350円/60kg→9,500円/60kg
（麦、大豆）2割減（現状比）

輸出の促進

（国内の食料需要減少下においても供給能力を確保）

目標

○農林水産物・食品の輸出額

（輸出額：5兆円）

➤ 農地総量の確保、サステナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保

- 水田政策を令和9年度から根本的に見直し**、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換
- コメ輸出**の更なる拡大に向け、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進
- 規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、**農地・水を確保**するとともに、地域計画に基づき、担い手への**農地の集積・集約化**を推進
- サステナブルな農業構造の構築**のため、親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保
- 生産コストの低減**を図るため、**農地の大区画化**、情報通信環境の整備、**スマート農業技術の導入・DXの推進**や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進
- 生産資材**の安定的な供給を確保するため、国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、国産飼料への転換を推進

➤ 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化

- マーケットイン・マーケットメイクの観点からの**新たな輸出先の開拓**、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進
- 食品産業の海外展開**及び**インバウンド**による食関連消費の拡大による輸出拡大との相乗効果の発揮

農業経営の「収益力」を高め、
農業者の「所得を向上」

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

食品産業の発展

合理的な価格形成

国民一人一人が入手できる

物理的アクセス+ 経済的アクセス
+不測時のアクセス

環境と調和のとれた食料システムの確立

目標

- 温室効果ガス削減量（2013年度比）
〔削減量：1,176万t-CO₂〕

多面的機能の発揮

農村の振興

農業生産の基盤の整備・保全
地域の共同活動の促進

農村との関わりを持つ者の増加

機会の創出+ 経済面の取組+ 生活面の取組

目標

- 農村関係人口の拡大が
見られた市町村数
〔市町村数：630〕
- 農村地域において
創出された付加価値額
〔付加価値額：22兆円〕

中山間地域等の振興、鳥獣被害対策

➤ 食料システムの関係者の連携を通じた

「国民一人一人の食料安全保障」の確保

- 原材料調達の安定化、環境・人権・栄養への配慮等食品等の持続的な供給のための取組を促進
- コストの明確化、消費者理解の醸成等を通じた食料システム全体での合理的な費用を考慮した価格形成の推進
- ラストワンマイル物流の確保、未利用食品の出し手・受け手のマッチング、フードバンク等の食料受入・提供機能の強化等を実施

➤ 「食料システム全体で環境負荷の低減」を図りつつ、多面的機能を発揮

- GXに取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現する「みどりGX推進プラン(仮称)」、新たな環境直接支払交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じ、環境負荷低減の取組を促進
- バイオマス・再生可能エネルギー利用等の農林漁業循環経済の取組を促進
- 多様な者の参画等を得つつ、共同活動を行う組織の体制の強化により農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進

➤ 地方創生2.0の実現のための「総合的な農村振興」、 「きめ細やかな中山間地域等の振興」

- 2025年夏を目途に「地方みらい共創戦略」を策定し、「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト」の下、官民共創の仕組みを活用した、地域内外の民間企業の参画促進や地域と企業の新たな結合等により、関係人口の増加を図り、楽しい農村を創出
- 所得向上や雇用創出のため、農泊や農福連携等、地域資源をフル活用し付加価値のある内発型新事業を創出
- 生活の利便性確保のため、自家用有償旅客運送等の移動手段の確保等の生活インフラ等を確保
- 中山間地域等の振興のため、農村RMOの立上げや活動充実の後押しによる集落機能の維持、地域課題に対応したスマート農業技術の開発・導入、地域の特色を活かした農業で稼ぐための取組を支援

国民理解の醸成

○農業等に対する消費者の更なる理解や実際の行動変容につなげるため、食育等を推進

新たな食料・農業・農村基本計画における主な目標・KPI（目標年：2030年）

- | | |
|-----------------------|--|
| ○ 我が国の食料供給 | 目標 食料自給率 摂取ベース：45%→53%
国際基準準拠：38%→45% |
| ○ 輸出の促進 | 目標 農林水産物・食品の輸出額 1.5兆円→5兆円 （米輸出4.6万トン→35万トン） |
| ○ 環境と調和のとれた食料システムの確立等 | 目標 温室効果ガスの削減量 808万トン-CO_2→1,176万トン-CO_2 （2013年度比） |
| ○ 農村の振興 | 目標 農村関係人口の拡大が見られた市町村数 356→630市町村 |

食料自給力の確保

農地・人	○ 食料生産の基盤である農地の維持のため、 農地総量の確保 を図るとともに、 担い手への農地集積率の向上 を図る。	目標 農地面積：427万ha→412万ha [KPI 担い手への農地集積率：60.4%→7割] 目標 49歳以下の担い手※1数：現在の水準※2を維持（※2 2023年：4.8万） （参考）担い手※1のうち49歳以下のシェア：26% ※1 担い手：認定農業者、認定新規就農者（法人等を除く） [KPI 農業分野の生産年齢人口のうち49歳以下のシェア：54%→全産業並※3に引き上げ]（※3 2024年：64%）
	○ サステナブルな農業構造の構築 のため、 49歳以下の担い手の確保 を図る。	
技術	○ 担い手の生産性の向上 のため、 米の生産コストの低減 を図る。 この実現に向け、 ① 大区画化等による担い手の労働費の削減 ② サービス事業者を通じた機械の共同利用 による 低コストでのスマート農業技術の活用 ③ 米の単収の向上 とともに、 これに資する多収化や高温耐性等品種の育成 に取り組む。 これらにより、 米輸出 について、 低コスト産地を育成 する。	目標 15ha以上の経営体の米生産コスト※4：11,350円/60kg→9,500円/60kg [KPI 全経営体の米生産コスト※4：15,944円/60kg→13,000円/60kg] [KPI 水稲作付面積15ha以上の経営体の面積シェア：3割→5割] [KPI 基盤整備実施地区における担い手の米生産コストの労働費：6割減（現状比）] [KPI サービス事業者数：5,701→7,900経営体] [KPI スマート農業技術を活用した農地面積の割合：20%→50%] [KPI 米の単収：主食用533kg/10a→555kg/10a（4%増） 新市場開拓用548kg/10a→628kg/10a（15%増）] （KPI 多収化や高温耐性等に資する品種の育成：35品種） [米の大規模輸出に取り組む輸出産地数※5：6産地→30産地 （これら30産地からの輸出が、米輸出全体の過半以上を占める姿を実現）]
	○ 麦、大豆 について、食料自給力向上の費用対効果を 踏まえて、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく 検討することとし、 生産コストの低減 を図るため、 単収向上 に取り組む。	[KPI 小麦の生産コスト※4：（田）10,400円/60kg→9,300円/60kg （畑）7,700円/60kg→6,200円/60kg] [KPI 小麦の単収：472kg/10a→537kg/10a（14%増）] [KPI 大豆の生産コスト※4：（田）22,800円/60kg→18,000円/60kg （畑）16,700円/60kg→14,600円/60kg] [KPI 大豆の単収：169kg/10a→223kg/10a（32%増）]

米、麦、大豆のほか、野菜、果樹、畜産物、甘味資源作物等についても同様に、単収向上※6等のKPIを設定

- ・ **目標と施策の有効性を示すKPIを設定し、毎年その達成状況を調査・公表**するとともに、食料・農業・農村政策審議会に諮り、**客観性・透明性をもって政策評価**を行い、**PDCAサイクルによる施策の見直し**を実施。

※4 基準年（2023年）の資材価格、労賃等に基づき設定。評価にあたっては、その時点の資材価格等の状況を踏まえて検証

※5 年間輸出量が1,000トン以上の産地

※6 畜産物は、品目ごとの生産量と飼養頭羽数をKPIに設定し、1頭（羽）当たり生産量についても把握

食料供給困難事態対策法の全体概要

- 近年の世界的な食料安全保障上のリスクの高まりを踏まえ、不測の要因によって食料供給が不足する事態の防止や早期解消を図り、国民生活や国民経済への支障を防ぐための法律として、「食料供給困難事態対策法」が令和6年6月に成立、令和7年4月に施行。

法律の全体概要（ポイント）

- ① 深刻度に応じて事態を区分
- ② 食料供給が不足する兆候の段階から政府対策本部を設置
- ③ 政令で指定した食料や生産資材が対象
- ④ 段階的に供給確保のため事業者への要請等を実施
- ⑤ 要請等に協力する事業者への財政上の措置等を講じる
- ⑥ 平時・不測時の対策の内容や考え方を基本方針として定める

事態の段階

政府の体制

主な措置

平時

- ✓ 食料の需給状況、価格動向、民間在庫などの情報収集・分析

異常気象や動植物疾病の発生など
特定食料の供給が大幅に不足する
兆候の段階

食料供給困難兆候

【政府対策本部】

- ・ 農相の報告をもとに、総理大臣が設置
- ・ 総理と全ての国務大臣により構成
- ・ 事態の深刻度に応じ、関係省庁が行う対策（実施方針）を決定

- ✓ 供給を確保すべき**特定食料・特定資材※**について、
 - ・ 出荷販売の調整
 - ・ 輸入の促進
 - ・ 生産の促進
 など**供給確保の取組**を事業者に**要請**
 ※より深刻な事態でも「要請」が基本

特定食料の供給が大幅に不足し、
国民生活等に実体上の支障が生じた段階

食料供給困難事態

<本部による公示（事態の宣言）>

- ・ 事態の進行に応じ実施方針を見直し

- ✓ 事業者**に特定食料・特定資材について**、
 - ・ 出荷販売の調整
 - ・ 輸入の促進
 - ・ 生産の促進
 など**供給確保の計画の作成・届出**を指示
 ※計画の記載事項は省令で規定

必要な供給量が確保できない場合

- ✓ 事業者**に供給確保の計画の変更を指示**

国民が最低限度必要な食料供給が
確保されないおそれのある段階

<本部による公示（事態の宣言）>

- ・ 事態の進行に応じ実施方針を見直し

- ✓ 生産者に**熱量等を重視した生産（生産転換）の要請、計画作成・届出の指示**

- ✓ **割当て・配給の実施**
（国民生活安定緊急措置法に基づく措置）

※ 特定食料・特定資材として、以下の品目を政令で指定

特定食料：米、小麦、小麦粉、大豆、菜種・パーム、植物油脂、てん菜・さとうきび、砂糖、牛肉・豚肉・鶏肉、生乳、牛乳・乳製品、鶏卵、液卵・粉卵

特定資材：肥料、農薬、種苗、飼料、動物用医薬品

食料供給困難事態対策法に基づく基本方針について

- 食料供給困難事態の判断基準のほか、不測時や不測時に備えた平時の対策の基本的な方針を定めるものとして、令和7年4月11日に食料供給困難事態対策法に基づく基本方針を閣議決定。

基本方針のポイント

- ・食料供給困難事態の判断基準として、特定食料の供給が平年比で全国的に2割以上減少等することを規定。
- ・事態の段階に応じた、措置の考え方や内容を規定。併せて、要請等の対象は一定規模以上の事業者を基本とすること等を明確化。
- ・その他、平時からの総合的な備蓄の推進や、定期的な演習の実施等、必要な事項を記載。

事態	事態の判断基準	主な措置の考え方・内容
(平時)	—	・国内生産基盤やサプライチェーンの維持強化、食料需給等の情報収集・分析、安定的な輸入の確保、国民理解の醸成 ・官民合わせた備蓄・在庫をトータルで把握する総合的な備蓄の推進 ・定期的な演習の実施、要請等の対象者の把握
食料供給困難兆候 異常気象など食料供給が大幅に不足する兆候の段階	特定食料の供給が平年比で全国的に2割以上減少、又はそのおそれがあり、措置を講じなければ食料供給困難事態の未然防止が困難な場合	・買占め等の抑制のための消費者への情報提供や働きかけ ・供給確保のために最低限必要な範囲で、 ▷ 一定規模以上の輸入業者等に出荷販売の調整や輸入の要請を行い、 ▷ 事態が長期化し、上記要請では事態解消が困難と見込まれる場合に限り、一定規模以上の農業者を中心に生産を要請
食料供給困難事態 食料供給が大幅に不足し、国民生活等に支障が生じた段階	特定食料の供給が平年比で全国的に2割以上減少等により、食品価格の高騰、買占めなど国民生活等に支障が発生した場合	・供給確保のために最低限必要な範囲で、 ▷ 一定規模以上の輸入業者等に入荷や出荷販売の計画届出を指示し、 ▷ 上記対応では事態解消が困難と見込まれる場合に限り、一定規模以上の農業者を中心に生産の計画届出を指示。なお、農業者が作成する計画は、生産量を増やす計画である必要はない (花を生産している農家に米の生産を求めることもない)
最低限度必要な食料供給が確保されないおそれのある段階	供給熱量が平時の摂取熱量を下回り、かつ、供給熱量が1,850kcal/人・日を下回るおそれがある場合	・熱量等を重視した生産推進のため、必要に応じ、政令で対象食料を追加

○ 農政の基本的課題の変化に応じて、各施策の方針についても変化。

昭和20年

昭和36年

平成4年

平成11年

戦後農政

基本法農政

新政策

新基本法農政

基本的課題

農村の貧困追放と都市への食料供給

S36 農業基本法制定

- ①生産性、所得の農工間格差の是正
- ②米麦中心の生産から、畜産、野菜、果樹等需要が拡大する作物へ生産転換(選択的拡大)

- ①「農業」に加え「食料」「農村」という視点から施策を構築
- ②効率的、安定的経営育成
- ③市場原理の一層の導入

H11 食料・農業・農村基本法制定

- ①食料の安定供給の確保
- ②多面的機能の十分な発揮
- ③農業の持続的な発展
- ④農村の振興
⇒食料自給率目標の導入

R6 食料・農業・農村基本法改正

- ①食料安全保障の確保
- ②環境と調和のとれた食料システムの確立
- ③多面的機能の十分な発揮
- ④農業の持続的な発展
- ⑤農村の振興
⇒食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標の設定

農地

担い手・経営

米

広範な自作農を創設・定着するための農地改革

- ・農地法の制定(S27)
- ・農協法の制定(S22)
- ・農業災害補償法の制定(S22)

食料が絶対的に不足し食糧増産が大命題

- 食管法制定(S17)
- ・食糧増産5ヵ年計画(S27)
- ・恒常的な米輸入

農地流動化推進

- ・農地法の改正(S45)
(借地による農地流動化)
- ・農用地利用増進事業(S50、単独法化(S55))
- ・自立経営農家の育成(農業基本法(S36))
- ・農業災害補償法の改正(果樹共済の開始(S47))

米の生産調整開始

- ・米価算定に生産費所得補償方式導入(S35)
- ・米の生産調整本格開始(S46)

担い手の育成・確保

- ・農業経営基盤強化促進法(H5)
・経営支援策の体系化
・認定農業者制度の創設
- ・スーパーL資金の創設(H6)

国の全量管理から民間主導の流通へ

- ・食糧法制定(H6)
・備蓄のための政府買入に限定
・計画流通制度への移行等
- ・新たな米政策大綱決定(H9)
・稲作経営安定対策創設(H9)
・備蓄運営ルールを導入

効率的・安定的農業経営が担う農業構造の確立

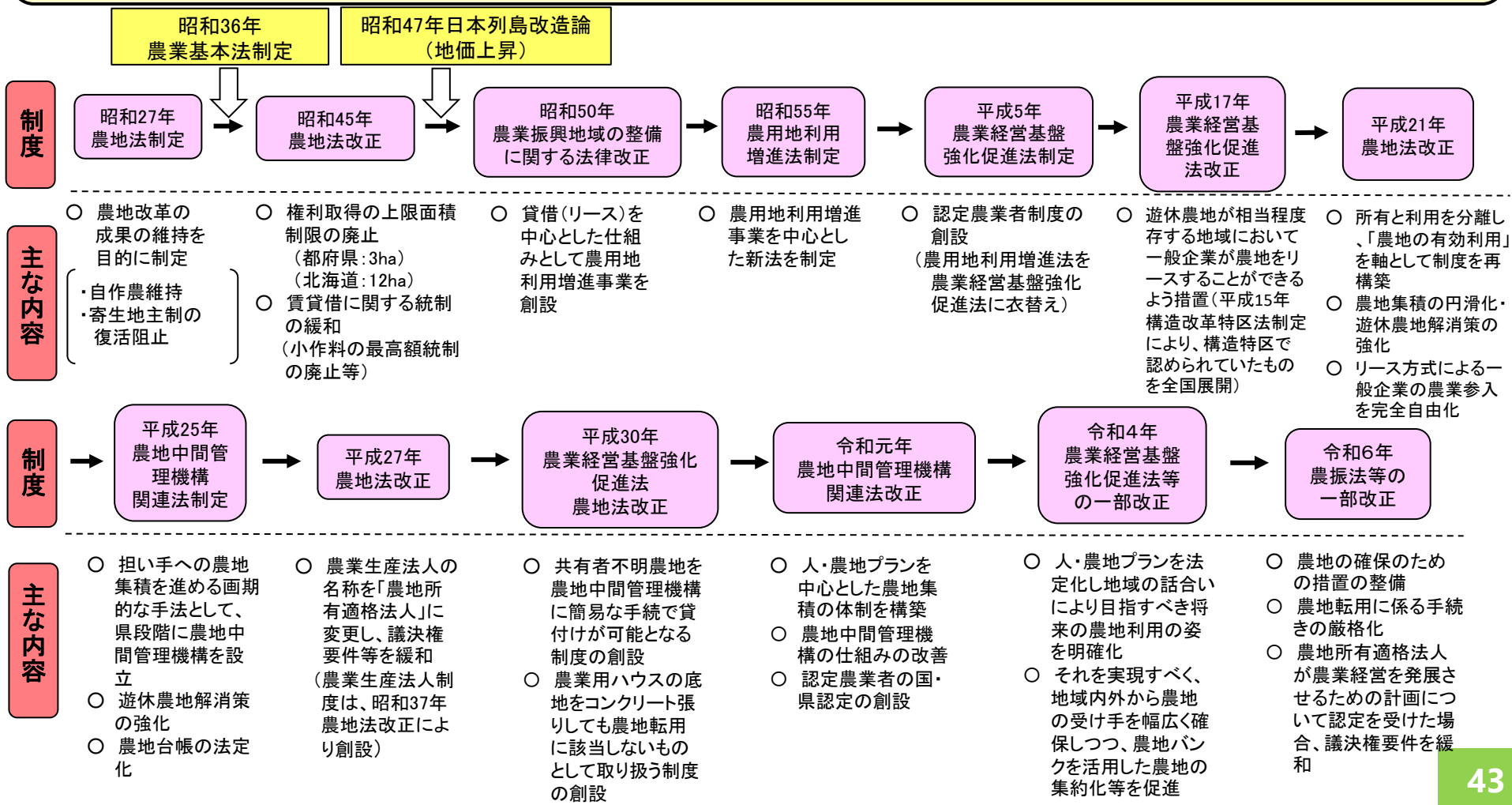
- ・農地法の改正(H21)
- ・農地中間管理機構関連法の制定(H25)
- ・農協法改正(H27)
- ・農業経営基盤強化促進法等改正(R4)
- ・中山間地域等直接支払制度(H12)
- ・経営所得安定対策等大綱(H17)
- ・戸別所得補償制度(H22~H25)
※「経営所得安定対策」に名称変更(H25)
- ・「制度設計の全体像」の決定(H25)

- ・リース方式による一般企業参入の全面自由化
- ・農地中間管理機構を都道府県段階に創設
- ・地域農協が農業所得の向上に全力投球できる環境の整備
- ・地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)を創設
- ・品目横断的経営安定対策(H19)と農地・水・環境保全向上対策(H19)が車の両輪
- ・販売農家を対象に、恒常的なコスト割れに着目した全国一律の交付単価での直接支払いを実施
- ・米価下落時の補填
- ・経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払(多面的機能支払)の創設、水田のフル活用及び米の生産調整の見直しを含む米政策の実施

米政策改革

- ・米政策改革大綱決定(H14)
- ・食糧法改正(H16)
- ・米の需給調整の見直し(H22~)
- ・「制度設計の全体像」の決定(再掲)
- ・行政による生産数量目標の配分廃止(H30)
- ・生産数量目標の配分を需要実績に基づく数量配分とする(売れる米づくり)、地域の創意工夫による助成(産地づくり対策)
- ・計画流通制度の廃止等
- ・米の直接支払交付金の交付対象を需給調整参加者とする

- 農業基本法の下で、所有権移転による自作農の規模拡大を目指したものの、①機械化による稲作の労働時間の短縮に伴う兼業化の進展、②農地の資産的保有意識の高まりなどで農地の流動化は進まなかった。
- このため、貸借による規模拡大に転換するとともに、意欲と能力のある経営体を明確化し、それらの者(担い手)に対する農地集積が進められることとなった。



- 平成19年から、担い手に対象を限定した水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)を導入。(畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策))
- 平成22年から、全ての販売農家を対象とする米の直接支払交付金を新たに措置したが、平成26年から、米の直接支払交付金を削減し、30年産から廃止。

平成19年	平成22年	平成26年	平成27年	平成30年～	
法律の制定 -水田・畑作経営所得安定対策の導入-	戸別所得補償制度の導入 -新たな交付金の創設- (22年は米のモデル事業として実施)	農政改革プラン -経営所得安定対策の見直し-	新たな経営所得安定対策の実施		
・ゲタ対策(平成19年～) 〔 ・認定農業者:4ha (北海道10ha) ・集落営農:20ha 〕	※全ての販売農家を対象 (平成23～26年)			〔 認定農業者、集落営農 認定新規就農者(追加) [規模要件の廃止] 〕 → 継続	
・ナラシ対策(平成19年～) 〔 ・認定農業者:4ha (北海道10ha) ・集落営農:20ha 〕	下記の米価変動補填交付金で主に対応(平成22～25年)			〔 認定農業者、集落営農 認定新規就農者(追加) [規模要件の廃止] 〕 → 継続	
	・米の直接支払交付金 〔 生産数量目標に従って、 生産する農家に15,000円/10a 〕	→ 26年産から単価を 7,500円/10aに削減			→ 廃止(平成30年)
	・米価変動補填交付金 〔 対象:生産数量目標に従って、 生産する農家 負担:国10割 補填:全額 〕	→ 廃止(平成26年)			

44

- 大幅な生産過剰基調や、政府米在庫の増大等を受け、昭和46年から、米の生産調整を本格開始。
- 平成30年に生産数量目標の配分を廃止し、自らの経営判断による「需要に応じた生産・販売」を推進。

